

随意契約結果書

物品等の名称 及び数量	令和8年度有明海沿岸国道事務所建物賃借
契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 有明海沿岸国道事務所長 長友 浩信 福岡県柳川市三橋町藤吉495
契約締結日	令和 8年 4月 1日
契約の相手方の 氏名及び住所	株式会社NTT西日本アセット・プランニング 福岡県福岡市博多区上川端町13-8 博多DOIMACHIビル7階
契約金額 (消費税及び地 方消費税含む)	¥17,090,040-
予定価格 (消費税及び地 方消費税含む)	¥0-
随意契約による こととした理由	別紙のとおり
備 考	

随意契約理由書

1. 業 務 名 令和8年度 有明海沿岸国道事務所建物賃貸借
2. 随意契約の相手方 (株)NTT西日本アセット・プランニング 九州支店
福岡市博多区上川端町13-8 博多DOIMACHIビル 7F
3. 随意契約適用法令 会計法29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号
4. 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由
 - (1) 目 的
本件は、当事務所庁舎として建物を賃貸借するものである。
 - (2) 内 容
本件は、平成15年度より(株)NTT西日本アセット・プランニングから賃貸している庁舎建物について、令和8年3月31日で契約満了を迎えるが引き続き庁舎として必要なことから、令和8年度も契約を締結するものである。
 - (3) 理 由
有明海沿岸国道事務所庁舎は、西日本電信電話(株)の所有する建物の一部を使用しており、賃貸借契約を結んで事務所として利用している。
庁舎の選定にあたっては、有明海沿岸道路の整備事業の円滑化及び災害等緊急時の対応のために、現場へ速やかに移動可能であることが必要である。
また、令和8年度の事業を実施するにあたっては、現在の建物を引き続き使用する方が他の場所へ移動するよりも職員が円滑に事務を遂行可能であるため、現在の建物を賃借するものである。
以上により、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号により、上記業者と特命随意契約を行うものである。

(随意契約理由書作成者)
有明海沿岸国道事務所 総務課長